

の一つとする日本での研修に基づくものであり、日本の制度等と対比した上でインドネシアの現状に係わる問題分析、日本の制度でインドネシアに適用できる有用な要素の分析、改革に向けての行動計画が含まれ充実した内容ものとなっている。また、やはり本邦研修に参加してきた弁護士及び法務人権省もそれぞれ政策提言書の骨子を作成しており、そこには弁護士会及び法務人権省による独自の改革とともに裁判所による改革との連携、協力が記載されている。日本としては、次の段階としてこれまでの本邦研修の成果である上記提言書に沿った改革を継続的に支援していくことが検討されている。

第9節 インドネシア津波災害後アチエ ADR 制度支援

(1) インドネシア司法改革支援経緯

日本によるインドネシア司法改革支援経緯について詳しくは前節に譲るが、簡潔に再論すると次のとおりである。すなわち、日本がベトナム、カンボジア等インドシナ諸国で法整備支援を展開して、支援経験を蓄積する一方、1997年のアジア経済危機前後にインドネシアにおいても当初はIMFによる商事特別法廷設置支援をはじめとする投資環境改善の狙いで司法改革の機運が高まり、2002年頃よりJICAによるインドネシア司法改革支援が本格検討されるに至った。その後、日本人長期派遣専門家確保の困難に直面しながらも、インドネシア司法関係者本邦研修(ADR、簡易裁判制度、上訴制限制度、汚職撲滅のための刑事司法等)、反汚職特別裁判所裁判官選定・研修支援、最高裁判所規程集(パンチブック)改訂支援等を実施してきた。また、2003年から合計2名のJICA司法改革支援企画調査員を派遣し、司法改革分野の支援計画立案、案件実施調整をおこなってきた。

司法改革支援計画案としては、司法研修所設立・運営支援、ADR制度整備支援、法令情報検索システム確立支援が存在し、司法研修所設立支援についてはインドネシア側の事情が変更したため支援を当面見送ることとし、ADR制度整備支援については現在技術協力プロジェクト化も視野に入れて本格検討をおこなうこととし、法令情報検索システム確立支援については今後の検討課題

となっている。

他方、国家警察改革支援と関連して、インドネシア司法改革の最重要課題である司法部における汚職撲滅もターゲットとして、汚職撲滅委員会に対して捜査能力向上の技術協力をおこなった。また、経済政策支援に関連し、裁判官に對して競争政策セミナーや、知的財産権セミナー等も実施している。

(2) ADR (代替的紛争解決制度) 支援

① インドネシアにおける ADR 概史

インドネシアは1945年までの約350年間(フランス革命時のイギリス等の支配を除く)オランダによる現地有力者を利用した間接統治による植民地支配等の後、6人の大統領による政権を経験している。スカルノ時代は、独立宣言(皇紀)05年8月17日と記すなど、オランダ→日本→インドネシア共和国という主権の移転及び法的の一貫性を重視し、それまでの支配者の地位にインドネシア政府が入れ替わる体制をとり、結果として独立以前の制度で統治に不都合のないものは全てそのまま有効とする政策をとった。また当時は、オランダ語を解する法律家が多く存在し制度運用の上でも大きな支障はなかったと言える(日本統治時代の軍政監部の官報はインドネシア語を使用)。スハルト時代も同様の傾向が続くも、人権侵害の批判が強かった刑事訴訟法については、1981年に全面改正され、言語もインドネシア語化された。1998年以降、ハビビ、ワヒド、メガワティ、ユドヨノ政権では、国策大綱や中期開発計画等でオランダ遺制の改革が唱えられているものの、財政法等がインドネシア語化された他は、刑法(1915年制定)、民法(1848年制定)、民事訴訟法(1941年等制定)等基本法の根本的な改廃は実現していない。最近盛んに改定が議論されているのは刑法典であり、民事訴訟法については PROLEGNAS (Program Legislasi Nasional = 国家立法計画) に採取されているものの世論は高まっている。したがって、2006年現在でまだまだ多くのオランダ植民地時代の基本法が生きており、和解に関する根拠規定は民事訴訟法(HIR [1941年])第130条となっている。反対に言えば、インドネシアは、1945年に独立した当初既に国家レベルでのADR制度を有していたと言える。ただし、この規定はいわゆる努力規定であり、裁判

官は訴訟提起後最初の期日冒頭に両当事者に対して和解する意思があるかどうかを形式的に確認するにとどまり積極的な運用はなされてこなかったと言える。また、具体的な和解手続に関する制度も整備されてこなかった。

21世紀に至り、1万件以上に上る最高裁の未済事件を減少させる狙いで、民事訴訟法第130条に基づく裁判上の和解（ないし調停）に関する最高裁判所規則2003年第2号が制定された。当該規則制定に際して、いくつかの国のADR制度が検討されたが、結局シンガポールのEarly Evaluationを主なモデルにしたと言われる。

当該規則に基づく調停を実施する場合は、資格を有する調停人によることが必要とされ、2つの民間機関（PMN = Pusat Mediasi Nasional および IICT = Indonesian Institute for Conflict Transformation）が最高裁より資格付与権限を与えられて、資格付与のための研修をおこなっている。しかしながら、研修実施回数は少なく、そもそも当該最高裁規則の存在があまり知られていないと言われ、調停人の増加及び紛争の調停による解決はあまり進んでいるとは言えない。調停人には、裁判官の他民間人も研修受講の上資格を得れば就任することができるが、裁判所の調停人登録簿を参照すると、1時間あたり数百ドルの調停手数料を設定している者も多く、実際に調停をおこなっているのは調停手数料を取らない建前となっている裁判官出身の調停人であることが多い（インドネシアの裁判所では不正の有無にかかわらず勝訴者が裁判職員に対して謝金名目で金銭を供与する場合がある）。

調停の他、ADR制度としては、上記最高裁規則に先だって、仲裁法が制定されており、それに基づく仲裁機関も設置されている。イスラム法専門の仲裁機関や、保険業者団体の仲裁機関も存在するもの、よく活用されているとは言い難いのが現状である。インドネシアでは紛争がある場合、近隣の有力者などを交えてムシヤワラ（話し合い）においてアダット（慣習法）を用いて解決する場合が、特に非都市部において多いと言われ、裁判所に紛争が持ち込まれたときは既に和解・調停による解決は困難であるというのもその原因の一つである。

インドネシアでは300以上の民族が共存しそれぞれ特有のアダットを有して

おり、訴訟においては裁判官はまずアダットの適用を検討すべきとされるが、実際にはオランダ植民地時代から現在に至るまで地元民でない裁判官が訴訟を担当する例が多く、アダットの適用は裁判官の能力によりまちまちである。これは、例えばニューギニア島の西半分を占めるインドネシア領において法学部を有する大学がチェンブランダラシ大学のみである一方、ジャワ島には大学が林立しているように、裁判官の供給に偏りがあるためである。

② 日本からの支援方針

既に前節以前で述べられているとおり、インドネシアにおける日本による法整備支援は、ヴェトナム、カンボジア等インドシナ半島諸国へのそれと比べて後発の部類に属する。諸外国による対インドネシア法整備支援も1997年の経済危機の前後を端緒としている。インドネシアはもとより共産主義からの移行経済ではなく、経済発展状況も1997年の通貨危機までは東南アジアの優等生であった。他ドナーの手による対インドネシア法整備支援は、商事法廷（破産事件・知的財産等を扱う）設置等自由主義経済を前提に投資環境改善をめざすものである。

日本政府は2004年11月に対インドネシア国別援助方針を発表し、司法改革支援を重点分野としている。具体的な活動としては、公正で効率的な裁判の運営の確立、法曹の人材育成等について支援をおこなうことを挙げている。2005年JICAインドネシア司法改革支援プロジェクト（案）では司法改革分野における課題は、緊急性の順に、司法部における汚職の撲滅、民事訴訟規定の詳細化、裁判官の能力向上、法曹三者育成、法学教育の強化とされている。ADR支援は、上記方針のほとんどに当てはまっていると解される。

③ 当該領域での他ドナーの動向

インドネシア法整備支援分野での他ドナーは、IMF、世銀、UNDP、ADB、EU、USAID、AUSAID、オランダ、デンマーク等があり、投資環境向上、知的財産権保護、人権擁護、家事裁判向上等関心は様々である。ADRについては、日本の他では、AUSAIDが、LDF（Legal Development Facility）と協力して連邦家庭裁判所での研修を実施している他、EUが司法官研修の一部にADRを取り入れることを検討中である。IDLO（International Development

Law Organization) が UNDP と協力しつつ、JICA のアチエ ADR セミナーの成果も取り入れながら、アチエにおいて ICT による調停人養成研修実施の支援を計画している。

(3) アチエ津波災害後の法的問題

2004年12月26日にインド洋でおきた地震により発生した津波はインドネシアのアチエ州にも押し寄せ、インドネシア単独で17万人以上の死者を数えるにいたった。多くの人命が失われた他、生き残った被災者の衣食住をサポートする必要が認識された一方、日本の支援関係者は比較的初期より法的支援の必要性を認識していた。すなわち、人口が集中していた海岸付近が軒並み津波により壊滅した結果、建物および土地境界が不分明となる一方、国家土地庁アチエ事務所に保管されていた土地権利証明書も水浸しとなり土地権利をめぐる紛争の多発が予想された(写真Aおよび写真Bを参照)。また、多くの死者が出た結果、遺産相続をめぐる法的紛争や取り残された子の養親子の問題も頻発すると予想された。

このうち、土地権利を証明する土地権利台帳の救出は一刻の猶予も許されなかったため、日本は専門家及び真空凍結乾燥技術を投入して支援を開始し、現在は乾燥処理の終わった土地権利台帳が徐々にアチエ州に返送されている段階にある。

(4) JICANET を活用したアチエ津波被災民のための ADR セミナー

① 経緯

上記のとおり、津波災害直後からさまざまな法的紛争頻発の潜在性が認識されていたところ、2005年8月頃に UNDP により「アチエにおける正義へのアクセス調査」がおこなわれ、その簡易レポートが JICA 企画調査員に転送され、上記頻発が予想される法的紛争は既存の裁判所の処理能力を超えると見られ、したがって、その処理には裁判外紛争処理 (ADR) 技術の活用が望ましいとされた。同じ頃、アチエ州シヤリア (イスラム法) 高等裁判所より ADR に関する技術支援要請がインドネシア開発企画庁経由で JICA に対して提出された。



写真A 海岸付近の不動産の権利主張



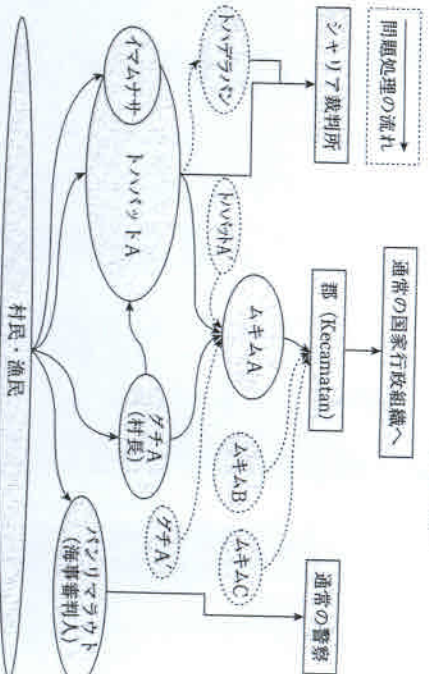
写真B 被災したアチエの土地台帳

そのとき JICA は既に国家レベルで ADR 技術支援をおこなっており、対応が比較的容易と思われ、早速案件検討をおこなった。年央の案件採択となるなど、さまざまな角度から検討した結果、JICANET を使った衛星セミナーの実施が計画された。2005年12月には、本書に寄稿されている矢吹弁護士、平石弁護士、JICANET 技術者、JICA 企画調査員(筆者) からなる案件調査団がアチエに派遣され、詳細なニーズ把握、衛星セミナー実施の技術的基盤確認、第1回目の ADR セミナーを実施した。この調査結果に基づき、JICANET を利用したアチエ津波被災民のための ADR セミナーが実施されることになった。帰国後、NHK 国際放送でも紹介された、アチエのシヤリアラ大学と慶應義塾大学を結ぶ SOI (School On the Internet) システムを利用する方が、当初計画の衛星電話利用よりも技術的に優れていることが確認され、慶應義塾大学とも協力して本件セミナーを実施することになった。

② 当初計画

津波災害発生直後から上記法的紛争の多発の潜在性が認識されていた一方、アチエにおいては、慣習法 (アザット) により、人が亡くなってから一年間は服喪期間として死者の有していた権利に関する争いはタブーとされ、逆に言うところ、津波発生から一年が経過する2005年12月26日以降に一拳に紛争が多発すると見られていた。故に当初は上記調査団帰国後なるべく早い時期にセミナーを

図3-1 アチエの慣習法上の行政組織図



(注) 1: ムキム 都長の下にあっていくつかの村を統括する。通常一つの郡に数人、通常有力なアチエ経験者が就任する。政府補助金が都長から支給された場合に、本当に必要な住民を特定する役割やバイトルル (イスラム教徒の共同体の遺産財団) の管理等限行的な役割を担う。
 2: アチエ 慣習法上の村長。村民による選挙により選ばれる。2006年現在月額85万ルピアの手当てを国家政府から支給されている。現状では、身分証明書等の発行等行政サービスに手数料を村民等から徴収していない。
 3: トハツラバ 慣習法上の立法機関。一般に村民間の紛争の調停も行う。地域の歴史的事象 (土地境界・家族構成・取引の経緯等) を熟知している。地域共に認める者 (トコバハム) が就任する。投票数であるが4人である必要は無い (ランツン村は現在1人)。立法およびアチエの監督も行う。
 4: (トハツラバ) トハツラバでは決定しかねる問題についてより多くの識者を集めておこなう会議。不定期開催。
 5: イラムナサ 村民間の特に宗教に関わる問題について助言をおこなう。通常はトハツラバの一員を兼務している。
 6: バツララト 海上でおきた刑事・民事事件を取り扱う。例えば禁煙期に漁労をおこなった者に対して、漁獲物を関係漁民で公平に分けることを命じたりする。バツララトの指示に従わない者は通常の刑事手続きに付される。いくつかの村にまたがる地域を管轄するのが通例。漁民のみによる選挙により選ばれる。
 * 以上はランツン村の例であるが、アチエ州全体で大きな違いはない模様。
 * これらに関してはカヌン (アチエ州条例) 2003年第5号に規定がある。

開始し、2006年3月までに5回程度のセミナー実施を了する計画であった。内容は、日本における阪神大震災後のADR活用状況の経験も踏まえながら、ADR制度および調停人養成に関する説明をおこなうというものであった。

③ 実施状況 (参加者数・参加者割合・内容・ネットワーク・参加者の反応等)
 実際は、日本人専門家リソース確保の困難等の理由から第一回目の衛星セミナーは3月におこなわれることとなった。その後、6月、7月、8月と実施され、9月にもセミナー実施が予定されている。その間、紛争の発生状況はどうかだったかという点、遺産分割決定等の申立が7000件以上あったほかは、具体的な訴訟事件となっている事案の数は予想よりも少ない状況となっている。但し、現地裁判官の見通しによれば、上記遺産分割決定が、亡くなった夫婦の一方の配偶者の家族のみの申立によりおこなわれているケースが多く見られ、早晩この遺産分割決定の欠陥に基づいて訴えが提起される恐れが高いと言われている。

2005年12月の現地調査団による対面セミナーにおいては、シヤリア裁判所裁判官、国家土地庁職員、シヤクアララ大学法学部教員等35名を対象に、阪神大震災直後の弁護士会による被災者のための法的サービス、ケーキ分割 (一つのケーキを2当事者の内、一方が切り、残った他方が好きな半分を譲渡するという方法) や、オレンジの山分け (単に半分に分ければいいというのではなく、一方にはジユースを作るための実を本人の希望通り与え、他方はマールードを作るための皮を本人の希望通り与える方法) 等の和解の技術について解説をおこなった。参加者からはセミナーの継続を望む声が多数寄せられた。

2006年3月の第1回 JICANET セミナーでは、主会場たるアチエのシヤクアララ大学その他、シヤカルタの JICA インドネシア事務所及びランのプラビジヤヤ大学も接続し合計約80名を対象に、日本のADR制度を説明する講義をおこなった。参加者からは、より具体的かつ和解技術の面での内容強化を望む声も寄せられた。

2006年6月の第2回 JICANET セミナーでは、上記のほか、JICA 大阪国際センターも接続し、インドネシアから日本に来て研修しているインドネシア司法機関幹部も大阪から参加させ、合計約100名を対象に、日本でおこなわれている調停人養成トレーニングの概要という内容で講義をおこなった。また、こ

の回から日本の復興支援の対象となつていくモナル地域からのインフオーメラーターの参加動機を強化した。アチエでは慣習法上の紛争処理機関が存在し、アチエでADR活用を検討する場合においてインフオーメラーター制度のフォローアップ制度への結びつけを考えるとときにインフオーメラーター制度のフォローアップ制度である (図3-1参照)。このセミナーでは、アチエ会場において途中停電が発生し講義が中断するというアクシデントに見舞われた (アチエでは、2005年8月の和平方アチエ独立派の兵士が除隊したものの職がないため、送電線の窃盗が

(5) 今後の見通しと課題

① 関係者間のリレー的連携

すでに述べたとおり、本件アチェADRセミナーは、UNDPのレポート、アチェシヤリア高裁からの要請、JICANET活用のアイディア、慶應義塾大学のSOIシステム利用、インドネシアの大学との接続による法学教育支援、法務省法務総合研究所国際協力部との接続による本邦研修の高度化、アチェにおいては法律扶助協会(LBH=Lembaga Bantuan Hukum)、国家土地庁、インフォर्मルリーダーとの連携等、まるでわらしべ長者の話のように関係者の輪が広がっていった。今後も、IDLOにより本件JICAセミナーの成果が引き継がれ、JICAセミナーで優れた成績を残したセミナー参加者が優先的にIDLOの研修に参加できる見通しとなっている。

② 技術協力プロジェクト化(計画)

これまで数年間に司法制度比較研究本邦研修で得られた成果を昇華しつつ、インドネシアにおいてより公正で効率的な裁判の運営が確立されることを狙って、調停に関する最高裁規則の改定支援を含む、司法制度比較研究技術協力プロジェクト(仮称)が3年間の予定で実施されることが計画されている。もしもこの計画が実現した場合は、アチェADRセミナーの成果も引き継がれ、国家レベルのADR制度活性化支援の地方におけるモデル事業として支援が継続強化される見通しである。この技術協力によりアチェにおいてもADR技術が定着し、津波災害後の法的紛争にとどまらず、各種法的紛争の迅速で、当事者の納得のいく解決が促進されることが期待される。

さらに、この協力を通して、これまでの協力の過程で明らかとなっている、調停人の人材確保(弁護士報酬制度の見直し等のインセンティブ改革を含む)、民間調停の執行力の補完、アタック制度等のノンフォーマル制度のフォーマル制度への結びつけの深化促進が実現することが期待されている。

③ 専門家リソースの問題

インドネシアにおいて日本が司法改革支援を検討する場合にこれまで常にポトルネックとなってきたのは日本人専門家リソース確保の問題である。インドネシアは、大陸法たるオランダの植民地法制をベースにイスラム法や英米法

を加味したハイブリッド型の法体系を有しており、これは、大陸法をベースに英米法を加味したわが国の法体系と親和性を有している。実際、ADRに関する本邦研修に参加したインドネシア最高裁判所副長官もこの親和性に着目し、調停に関する最高裁規則2003年第2号を改定する際は、日本の制度を十分に参照すべきとしている。ところが、日本には法曹資格を有した法律家が諸外国と比較して圧倒的に少ないということは周知の事実であり、その状況を改善すべく開設されたロースクールに実務法曹者が講師に向く結果、ますます国際協力に参加可能な専門家リソースに制限がかかっている状況にある。この点、JICANETを利用したセミナーは優れた実務法曹である講師が長期の海外出張をすることなく国際協力に寄与できる点で非常に優れた方法であるが、全ての法整備支援分野の技術協力がJICANETでカバーできるはずはなく、引き続き専門家リソースを確保する努力を継続する必要がある。

第10節 中国経済法・企業法支援

(1) 支援経緯

2006年8月現在、日本政府は、中華人民共和国(以下、中国)政府からの要請を受けて、政府開発援助(以下、ODA)の事業として、中国政府に対し法整備支援のための技術協力をおこなっている。これは、中国政府が制定作業を進めている反独占法(以下、独占禁止法)、公司法(以下、会社法)、市場流通関連法の立法、適用、施行にかかる支援をおこなうものである。

会社法は、企業の設立、出資、組織、機構、株主総会等の基本的な事項に関するルールを定める法律であり、同法をもとに中国に設立される会社、企業に適用される。独占禁止法は、私的な経済独占、優越的地位の濫用等による競争

102 筆者は、2003年7月から2006年7月にかけて、JICA中国事務所へ企画調査員として派遣され、本稿で紹介する法整備支援を含む案件の発掘・形成、実施監理、事業評価、予算執行管理等にかかわる業務をおこなった。本節の内容は、筆者の現地での経験等をふまえて作成したものであるが、本文中の内容は筆者の個人的な見解であり、JICAの公式な見解ではない。

執筆者一覧 (所属・執筆分担・執筆順、*は匿名)

- *香川 孝三 (神戸大学大学院国際協力研究科教授、第1章、第22章第1節、第4章、第55章第4節、あとがき)
- *金子 由芳 (神戸大学大学院国際協力研究科教授、第1章、第33章第4節、第41章、第55章第6節)
- 松永 宣明 (神戸大学大学院国際協力研究科教授、第22章第2節)
- 井上 建 (国際協力機構社会開発部第一グループ社会制度・平和構築チーム、第22章第3節)
- 宇浦 陽和 (国際協力機構中南米部移住チーム、第22章第3節)
- 河村 有輝 (神戸大学大学院国際協力研究科教授、第22章第4節)
- 原田 輝彦 (神戸大学大学院法学研究科助手、第22章第5節、第55章第7節)
- 相澤 恵一 (日本政策投資銀行設備投資研究所主任研究員、第22章第6節)
- 井関 正裕 (国連アジア極東犯罪防止研修所長、元・法務省法務総合研究所国際協力部長、第23章第1節)
- 森永 大郎 (関西大学法科大学院特任教授、弁護士、第23章第2節)
- 本間(安田)佳子 (国際協力機構ベトナム長期派遣専門家、検察官、第23章第3節)
- 坂野 一希 (中央大学大学院法務研究科特任教授、弁護士、第33章第5節)
- 松嶋 希会 (国際協力機構カンボジア長期派遣専門家、第33章第6節)
- 平石 努 (国際協力機構ウズベキスタン長期派遣専門家、弁護士、第33章第7節)
- 河田 宗三郎 (元国際協力機構企画調査員(司法改革支援)、弁護士、第33章第8節)
- 黒田 龍二 (国際協力機構インドネシア司法改革支援企画調査員、第33章第9節)
- 川嶋 四郎 (元・国際協力機構中華人民共和国事務所企画調査員、第33章第10節)
- 川嶋 健直 (九州大学大学院法学研究院教授、第55章第1節)
- 四本 直 (名古屋経済大学法学部助教授、第55章第2節)
- 栗田 誠 (アジア経済研究所海外調査員(在インドネシア)、インドネシア大学法学部客員教授、第55章第3節)
- (千葉大学大学院専門法務研究科教授、第55章第5節)

(2007.3現在)

法整備支援論
——制度構築の国際協力入門——

2007年4月15日 初版第1刷発行

換印廃止

定価はカバーに
表示されています

編者 香川 孝三
発行者 金子 由芳
印刷者 杉田 啓三
中村 嘉三男

発行所 株式会社 ミネルヴァ書房

607-8494 京都市山科区日ノ岡境谷町1
電話代表 (075)581-5191 番
振替口座 01020-0-8076番

© 香川孝三・金子由芳ほか、2007

中村印刷・清水製本

ISBN 978-4-623-04844-1

Printed in Japan

ISBN978-4-623-04844-1
C3032 ¥3500E

定価(本体3,500円+税)



9784623048441



1923032035002

法整備支援論 制度構築の 国際協力入門

法整備支援論

制度構築の国際協力入門

香川孝三・金子由芳 編著



香川孝三
金子由芳
編著

日本からの知的貢献の あり方を探る——

途上国における法制度整備への支援活動を
最前線の専門家が集い、実例を論じた初の入門書

ミネルヴァ書房

法整備支援論

目次

第1章 法整備支援とはなにか

第1節 法整備支援という現象

第2節 先行研究の概観

第3節 本書の枠組み

第2章 法整備支援の背景

第1節 法整備支援の歴史的背景

第2節 開発途上国における法制度の影響

第3節 JICAの役割と技術協力としての

法整備支援

第4節 法整備支援をめぐる経済学の高説

第5節 法整備支援をめぐる法学の高説

第6節 日本の経済界が求める法整備支援

第3章 ケーススタディ

1 日本からの法整備支援の展開

第1節 法整備支援の法整備支援の展開

第2節 ベトナム民事訴訟法

第3節 ベトナム民法典と担保法

第4節 ベトナム破産法

第5節 カンボジア民事訴訟法と商事特別裁判所

第6節 カンボジア民法典と土地法

第7節 ウェブサイト上の法制度構築支援

第8節 インドネシアの司法改革支援

第9節 インドネシアの債務及事後

ADR制度支援

第10節 中国経済法・企業法支援

第4章 ケーススタディからの示唆と検討

第1節 法整備支援の争点

第2節 司法支援の争点

第3節 政策立案プロセス

第5章 法整備支援の新たな可能性

第1節 今後の法整備支援の基本的視座

第2節 憲法分野の支援可能性

第3節 法整備支援とその他の領域

第4節 労働法分野における支援可能性

第5節 競争法分野における支援可能性

第6節 企業金融法における支援可能性

第7節 刑事法分野における支援可能性

あとがき